

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



みやざき建設
技術フェア

[令和3年12月3日(金)~4日(土)]

宮崎県建設業協会
青年部連合会

2023

3 No.581



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

● 令和5年3月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 九州地方整備局との意見交換会を開催	3
2. 令和4年度 第10回常務理事会を開催	4
3. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	5
4. 令和4年度 テレビCM放送のご案内	6
● 雇用改善コーナー	
1. 令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	7
2. 令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	8
● 建退共	
1. 建退共業務についてお願い（再周知）	10
2. 建退共本部電子申請方式専用コールセンターについて	10
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	10
● 技士会	
1. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定の申込書受付について	11
2. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	11
3. 令和4年度 2級土木施工管理技術検定の合格発表	12
4. 令和5年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	13
5. 令和4年度 工事検査に関するアンケート調査について	13
● 事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	14
● 建災防	
1. 令和5年度 上半期（4月～9月）講習会の案内	16
2. 令和4年度 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領について	17
● 火薬協会	
1. 火薬類取締法に基づく報告等について	18
2. 火薬庫の定期自主検査の徹底について	18
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）	19
2. 中間前払金制度のご案内	20
3. 電子保証のご案内	21
● AIG損保	
1. 工事総合補償プランのご案内	22
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	23

令和5年3月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	水	県協会 事務局長会議		
2	木	宮崎工業高校との交流会		
3	金		建災防全国支部事務局長会議（東京）	協同組合 建設業振興基金 金融事業説明会（東京）
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	県協会 総務委員会		
8	水	九州技士会事務局長会議（鹿児島）		
9	木			
10	金			
11	土			
12	日	令和4年度建設業経理検定（下期）		
13	月	全建 第2回建設生産システム委員会（東京）		
14	火	永山副知事との意見交換会（延岡地区協会） 全建 協議会員（東京）	建退共運営委員会・評議員会（東京）	
15	水	全建産連 生産システム委員会（東京）	建災防本部理事会（東京）	
16	木			
17	金	県協会 常務理事会・県との意見交換会	災防団体連絡協議会（宮崎）	
18	土			
19	日			
20	月			
21	火	春分の日	春分の日	春分の日
22	水	県協会 予算編成理事会	建退共支部事務局長会議（東京）	
23	木	全建 専務理事・事務局長会議（東京） 全建 地域CCUS推進委員会（東京）		
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			
31	金			

県協会 HP・会員専用サイト
掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2023.2.14付 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について	国 土 交 通 省	html
2023.1.20付 総務省・国土交通省調査結果 地方公共団体における平準化の状況 ～平準化率・取組状況の「見える化」～	総 務 省 国 土 交 通 省	html

会員の異動状況

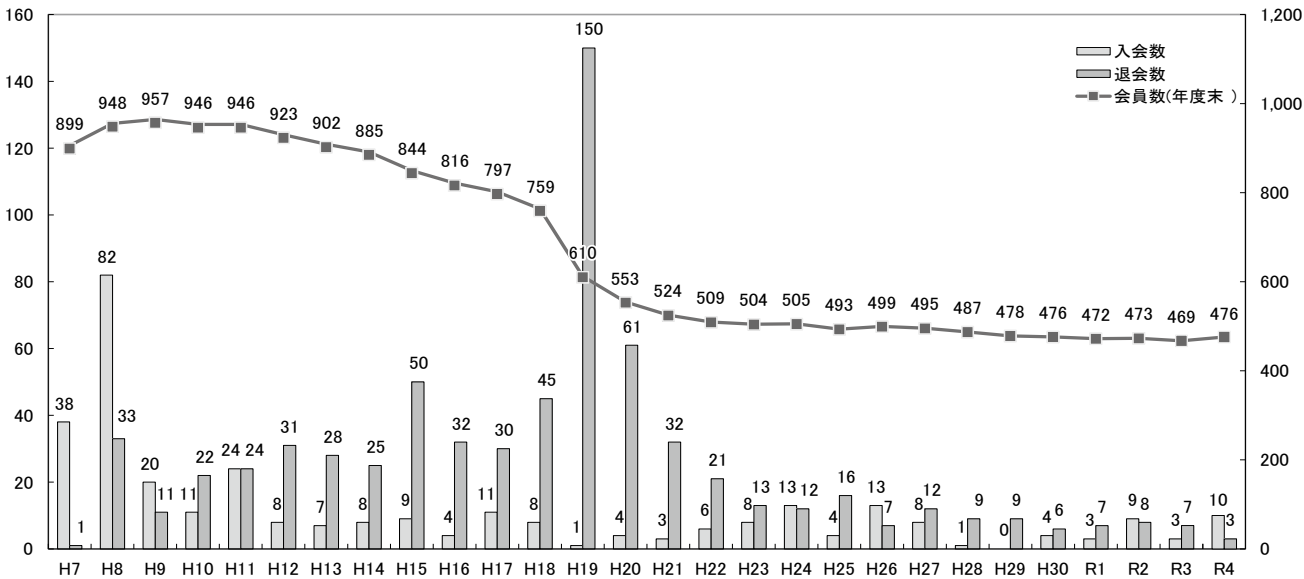
【新規加入会員】（2月入会分）

地 区 名	会 社 名	代表者名
都 城	協 友 建 設 (株)	福元 久雄

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 向	(株) 児 玉 組	代 表 者	児玉 格	渡邊 英仁
東 諸	(株) 稔 産 業	所 在 地	東諸県郡国富町大字須志田591	東諸県郡国富町大字木脇4846番地
		T E L	0985-75-5786	0985-82-8534
		F A X	0985-48-9797	0985-82-8535

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3	10
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	7	3
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	476

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R4は2.24現在

宮崎県建設業協会

1. 九州地方整備局との意見交換会を開催

1月27日（金）にKITENビルにて、九州地方整備局との意見交換会が開催され、開会では九州地方整備局森下企画部長と藤元会長による挨拶が行われた。

情報提供では、「令和4年度補正予算と令和5年度当初予算の概要」、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」、「円滑な事業執行に向けた取組み」等について説明があった。

また、2月28日（火）に開催予定の建設業法令遵守講習会や建設ディレクターについても周知が行われた。

意見交換会では、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の取組評価」、「書類作成工期の導入」、「施工パッケージ方式の取扱い」、「チャレンジ型工事」等についての要望を実施した。

最後に、九州地方整備局徳元建政部長の総括で閉会となった。



森下部長挨拶



徳元部長総括



藤元会長挨拶

出席者一覧

国土交通省 九州地方整備局

所 属 名	役 職 名	氏 名
企 画 部	部 長	森 下 博 之
〃	技術調整管理官	鈴 木 昭 人
〃	技術開発調整官	前 田 昭 浩
〃	技術管理課長	千 年 康 秀
建 政 部	部 長	徳 元 真 一
〃	建設産業調整官	西 渉
営 繕 部	部 長	板 橋 薫
〃	営繕品質管理官	田之上 和久
宮崎河川国道事務所	事 務 所 長	松 村 知 樹
延岡河川国道事務所	事 務 所 長	麻 生 宏 斉
川内河川事務所	事 務 所 長	杉 町 英 明
鹿児島営繕事務所	事 務 所 長	上 田 昭 雄

国土交通省 九州地方整備局 随行者

所 属 名	役 職 名	氏 名
企画部 技術管理課	課 長 補 佐	後 田 浩 二
〃	工事品質確保係長	金 縄 祐 典
〃	工事品質確保係	荒 木 佑 公

宮崎県

所 属 名	役 職 名	氏 名
県 土 整 備 部	技 術 次 長	原 口 耕 治
県土整備部技術企画課	副 主 幹	森 川 慎 也

（一社）宮崎県建設業協会

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	藤 元 建 二	東諸地区建設業協会会長
副 会 長	本 部 喜 好	宮崎地区建設業協会会長
〃	河 野 与 一	小林地区建設業協会会長
〃	黒 木 繁 人	日向地区建設業協会会長
常 務 理 事	河 野 直 継	日南地区建設業協会会長
〃	長 友 俊 美	都城地区建設業協会会長
〃	池 田 博	西都地区建設業協会会長
〃	木 村 尚 人	高鍋地区建設業協会会長
〃	木 村 健 一	延岡地区建設業協会会長
常務理事兼事務局長	樫 村 晃 弘	
土 木 農 林 課 長	早 瀬 満	
総 務 課 長	大 谷 幸 一 郎	
業 務 係 長	山 尾 浩 太 郎	

宮建協

2. 令和4年度 第10回常務理事会を開催

令和5年2月7日（火）13時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において大谷課長が定足数（12/13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「2月の発注見通しで、おおまかな仕事の本数が分かってきたと思うが、各地区とも土木事務所と意見交換を実施し、不調不落が発生しないように進めていただきたい。

本日は、常務理事会終了後に宮日会館で道路整備講習会への出席が予定されているのでよろしくお願いしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1

令和5年度全国建設業協会会長表彰の推薦案について

大谷課長が資料1に基づき、令和5年度全国建設業協会会長表彰の推薦案について報告し、承認された。

議題2

令和4年度優秀卒業生表彰の推薦案について

大谷課長が資料2に基づき、令和4年度優秀卒業生表彰の推薦案について報告し、承認された。

議題3

令和4年度収支決算見込みについて

大谷課長が資料3に基づき、令和4年度収支決算見込みについて報告し、承認された。

議題4

建設業福祉共済団取扱「建設共済」について

大谷課長が資料4に基づき、労災上乗せ補償保険である建設共済の制度周知や掛金額についての説明を実施した。また、併せて各地区会長、県協会役員、会員企業の加入促進や掛金増額の依頼を行った。

議題5

その他

(1) 第2回農業土木委員会開催結果報告について

早瀬課長が資料5に基づき、12月16日に開催された第2回農業土木委員会及び県との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、令和4年度国の第2次補正に係る事業地区、台風14号被害に対する災害復旧進捗状況、不調・不落の状況について など。

(2) その他

- ・有馬コーディネーターが資料に基づき、アースベトナム建設コンサルタント(株)が実施しているベトナム高度人材確保の取組紹介を行い、支援依頼があったことを報告した。
- ・藤元会長が資料に基づき、公明党主催の「みやざき未来フォーラム」について周知した。

議題6

令和5年2月以降の協会行事等について

大谷課長が資料6に基づき、5月末までの行事について報告し、承認された。



第10回常務理事会

3. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

オープンキャンパス随時開催

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
 ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
 ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)
 ※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
 (火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

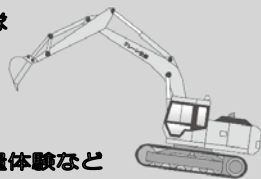
体験内容 ○青年隊概要説明

○施設案内

○建設機械試乗・測量体験など

○ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)

71年の伝統を誇る
 宮崎県産業開発青年隊

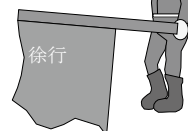


889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



宮建協

4. 令和4年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和4年度 4月からの放送日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和4年4月2日(土)から
令和5年3月25日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMKニュースの放送帯(毎週土曜17:56～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇
◇現場

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和4年4月2日(土)から
令和5年3月25日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRTニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

《リニューアル版撮影協力機関・企業》

- 都城志布志道路 宮崎10号吉尾地区改良工事 (ICT施工現場)
宮崎河川国道事務所
富岡建設(株)
- 宮崎県山之口総合運動公園 造成工事 (ICT施工現場)
宮崎県都城土木事務所
丸昭建設(株)
吉原建設(株)
- ICT関係 (ICT建機、レーザースキャナーほか)
(株)藤元建設
(株)大坪

YouTube
チャンネル
あります!



雇用改善コーナー

1. 令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職 発 0118 第 3 号
雇 均 発 0118 第 9 号
開 発 0118 第 3 号
令 和 5 年 1 月 18 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和3年11月29日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和4年度と同様、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始すること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和4年3月28日付け「2023（令和5）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（別添1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「令和5年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）について」（別添2。以下別添1と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和5年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 求人票の展示・公開時期等

令和5年度の安定所における取扱いはこちらのとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和5年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和5年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和5年2月1日以降とする。安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明するとともに、安定所では、令和5年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、同年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和5年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和5年4月1日以降に行うこととする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催するものとする。

なお、当該就職面接会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、令和5年度の大学等卒業予定者のニーズに応じてオンラインを活用するものとする。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和5年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和5年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2. 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ② 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ③ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰り下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

雇用改善

2. 令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

4 文科初第2116号
職 発 0210 第 3 号
開 発 0210 第 3 号
令和5年2月10日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 章 夫
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
奈 尾 基 弘
(公印省略)

令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和4年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和5年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついで、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和4年10月末現在。文部科学省調査）は76.1%と、新型コロナウイルス感染症の影響は薄まってはいるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和6年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和6年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和5年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和5年9月5日（沖縄県については、令和5年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和5年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理は、令和5年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和5年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和5年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和5年7月1日から開始するものとする。

（ウ）学校における求人申込みの受理は、令和5年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和5年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和6年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共業務についてのお願い（再周知）

厚生労働省及び国土交通省による、履行証明発行基準の改定並びに証明願に掛かる審査の厳正化の通達により、令和4年4月1日受付分より新基準での審査が開始されましたが、基準未達成により「履行証明書が発行できない」ケースが発生しております。

決算前に、次のことについて再確認をお願いいたします。

- ① 決算日時点で証紙残高がマイナス（不足）にならないよう、証紙の購入忘れ（元請企業からの受取漏れ）にご注意ください。
- ② 共済手帳の取扱い（証紙の貼付・更新・請求等）が適切に行われているかご確認ください。
- ③ 310円証紙（令和3年9月分迄の就労分に貼付）と320円証紙（令和3年10月分以降の就労分に貼付）の取扱いを適切に行ってください。（なお、現在310円証紙は販売しておりませんので、不足分がある場合は電子申請方式を導入し、掛金充当をしてください。）
- ④ 310円証紙については、建退共本部にて320円証紙に交換が可能です。交換を希望する際は事業本部HPをご覧ください。（証紙交換専用ダイヤル 03-4334-6408）

※詳細については、建退共宮崎県支部のHP（<http://kentaimitiyazaki.com/>）

→「加入・履行証明」→「“加入・履行証明の発行基準”はこちらをクリックしてください」をご確認ください。
また、加入・履行証明書の審査には時間を要するため、余裕を持った提出をお願いいたします。

2. 建退共本部電子申請方式専用コールセンターについて

電子申請方式の運用が開始され、当支部においても既に200社を超える企業で利用申込が完了しております。電子申請方式では、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携も可能となっており、今後の利用拡大が予想されます。ツールの操作方法等については、下記のコールセンターをご活用ください。

電子申請および就労実績報告作成ツールの
操作方法に関するお問い合わせ

建退共本部電子申請方式専用コールセンター

0120-006-175

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日9:00～17:00です。

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
11月末計	2,540	30,272
加 入	2	83
脱 退	0	78
12月末計	2,542	30,277

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
12月分	744	70	75,202,954	前月分	59,224
今年度累計 (2022年12月)	7,921	878	820,283,383	当年度計 累 計	577,410

技士会

1. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定の申込書受付について

令和5年度の1級・2級土木施工管理技術検定の申込書受付が始まりますので、手続きを忘れないように早めに準備してください。この技術検定は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この技術検定に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。なお、2級土木施工管理技術検定第1次検定は平成29年度から年2回行われています。

受付期間	1級	令和5年3月17日(金)～3月31日(金)
	2級	令和5年3月1日(水)～3月15日(水) (前期第1次検定のみ)
	2級	令和5年7月5日(水)～7月19日(水)

申込み用紙につきましては、1級・2級とも2月中旬から販売開始されます。詳しくは、地区協会あるいは、(一財)全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

2. 令和5年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に30名、2級に21名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和5年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日 程 1級 一次検定講習 6日間		
令和5年5月17日(水)～5月19日(金)	令和5年5月24日(水)～5月26日(金)	
実力テスト講習会 2日間		
令和5年6月8日(木)～6月9日(金)		
二次検定講習 4日間		
令和5年9月4日(月)～9月5日(火)	令和5年9月11日(月)～9月12日(火)	
2級 一次検定講習 6日間		
令和5年7月19日(水)～7月21日(金)	令和5年7月26日(水)～7月28日(金)	
二次検定講習 2日間		
令和5年8月7日(月)～8月8日(火)		
場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号		
お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会		

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和4年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

技士会

3. 令和4年度 2級土木施工管理技術検定の合格発表

令和4年10月23日（日）に実施されました2級土木施工管理技術検定の合格発表が、令和4年2月2日にありました。

全国の会場で32,351名が受験し、12,246名が合格、合格率37.9%、と昨年より合格率が若干高くなっています。鹿児島会場は、受験者1,073名、合格者399名、合格率は37.2%でした。（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、九州地方整備局長に対し、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

また、前回より第一次検定合格者にも土木施工管理技士補の称号が与えられますので、併せて地区協会を通じて技士会会員への入会もよろしくお願い致します。

●実施状況：令和4年10月23日実施 全国19地区48会場

試験地	第 一 次 検 定			第 二 次 検 定		
	出席者数	合格者数	合格率 (%)	出席者数	合格者数	合格率 (%)
札幌	662	442	66.8	1,353	501	37.0
釧路	165	109	66.1	293	97	33.1
青森	367	246	67.0	597	215	36.0
仙台	1,472	979	66.5	3,131	1,196	38.2
秋田	265	154	58.1	444	120	27.0
東京	3,382	2,271	67.1	7,102	2,770	39.0
新潟	493	306	62.1	1,175	423	36.0
富山	476	327	68.7	890	351	39.4
静岡	431	273	63.3	862	322	37.4
名古屋	1,321	893	67.6	2,931	1,254	42.8
大阪	2,037	1,287	63.2	4,140	1,522	36.8
松江	225	155	68.9	370	126	34.1
岡山	468	287	61.3	981	356	36.3
広島	551	376	68.2	1,147	452	39.4
高松	520	335	64.4	1,042	382	36.7
高知	172	115	66.9	327	108	33.0
福岡	1,835	1,160	63.2	3,975	1,487	37.4
鹿児島	617	407	66.0	1,073	399	37.2
那覇	217	115	53.0	518	165	31.9
計	15,676	10,237	65.3	32,351	12,246	37.9

合格者数：12,246名

4. 令和5年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和4年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月16日（水）で終了しました。本年度は4月から11月の計7回開催し、合計で151名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は経験豊かな講師による対面式講習会となっており、最新の情報を提供していただけるなど大変好評を得ておりますので、他団体で受講されている方で令和5年に講習を予定されている方は、ぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和5年の予定は、右のとおりです。

日 程	場 所
令和5年 4月27日（木）	宮崎県建設会館
令和5年 5月15日（月）	〃
令和5年 6月15日（木）	延岡建設会館
令和5年 8月24日（木）	宮崎県建設会館
令和5年 9月21日（木）	都城建設会館
令和5年10月12日（木）	延岡建設会館
令和5年11月15日（水）	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,500万円以上（令和5年1月1日改正）を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

5. 令和4年度 工事検査に関するアンケート調査について

宮崎県工事検査課より、令和2年度の間接検査の改定など、工事検査に関する受注者の意見を把握するため、引き続きアンケート調査への協力依頼が来ております。

対象は下記のとおりですが、**アンケート調査票の配布・収集を宮崎県土木施工管理技士会で行っておりますので、ご協力をお願い致します。**

1. アンケートの対象

- ・環境森林部、農政水産部、県土整備部発注の工事
- ・当初設計金額1千万円以上の完成検査を受検した工事

2. アンケート調査票（エクセル形式）の配布

宮崎県土木施工管理技士会のホームページからダウンロードしてください。

○ 新着情報 2022. 4. 28

※調査票（エクセル形式）は集計用の設定がされていますので、旧様式の使用や削除等は行わないこと。

3. アンケート調査票の収集

宮崎県土木施工管理技士会の事務局へメール（エクセル形式）送信してください。

【宮崎県土木施工管理技士会 事務局 メールアドレス】 m-gishi@m-gishi.jp

4. 提出期限（目安）

完成検査受検後、概ね2週間以内を目安に、宮崎県土木施工管理技士会へメールで提出してください。

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話 0985-31-4696

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

IV 下請セーフティネット債務保証制度について

宮崎県建設事業協同組合

債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類				
書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。

特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額
-----	-------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝352万円（1,100万円×80%×90%）－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://mkkumiai.main.jp>E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

建災防

1. 令和5年度 上半期（4月～9月）講習会の案内

	講 習 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	下半期(10月～3月) の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	11～12 清 武 25～26 延 岡			4～5 清 武		12～13 延 岡	12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者				19～20 清 武			10月に延岡で開催
	地山の掘削等作業主任者		23～25 清 武			8～10 延 岡		10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者							12月に清武で開催
	鉄骨の組立て等作業主任者			20～21 清 武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					1～2 清 武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	18～19 延 岡	9～10 清 武	13～14 清 武	11～12 延 岡	29～30 清 武		10月、11月、3月に延岡、清武で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育			6 清 武				2月に清武で開催
	現場管理者統括管理講習							11月に清武で開催
	足場の組立等特別教育		2 清 武			17 清 武		11月に延岡で開催
	足場の点検実務者研修							12月、1月に清武、延岡で開催
	フルハーネス型安全帯特別教育				14 清 武			12月、2月に清武、延岡で開催
	斜面の点検者安全教育			7 清 武				11月に延岡で開催
	ダイオキシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			27 延 岡 29 宮 崎				
	振動工具取扱い従事者教育						22 清 武	
	丸のこ等取扱い従事者教育					22 清 武		
	酸欠・硫化水素作業特別教育						20 清 武	
	自由研削砥石の取替の特別教育		31 清 武			4 延 岡		
	建築物石棉含有建材調査者講習（一般）		16～17 宮 崎		25～26 宮 崎		26～27 宮 崎	11、2月に宮崎で開催
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育		12～13 清 武	2～3 清 武	7～8 清 武	25～26 延 岡	8～9 清 武	1月、2月に清武で開催
	ローラーの運転特別教育			6/30～7/1 延 岡			15～16 清 武	11月に清武で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	7～8 清 武		16～17 清 武		18～19 延 岡		10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	21～22 延 岡	19～20 清 武		28～29 清 武		29～30 清 武	10月～2月に清武、延岡で開催

	講習名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	下半期(10月～3月) の予定
車両系建設機械	車両系(解体用)運転技能講習			9 清 武			5 延 岡	11、1月に清武で 開催
	不整地運搬車運転技能講習	14～15 清 武		23～24 延 岡				12月に清武で開催

2. 令和4年度 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領について

建設業年度末労働災害防止強調月間は、完工時期を迎える工事が増加し、さまざまな作業が輻輳するこの年度末に注意を促し、無事故・無災害で新年度を迎えていただくため、建災防ではこの活動を毎年行い、会員企業様への周知を図っています。なお、詳細は建災防ホームページでご確認ください。

昭和43年8月16日第三種郵便物承認・令和5年2月1日発行・「建設の安全」号外

令和4年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本 月 間 **令和5年3月1日～3月31日**

主 唱 **建設業労働災害防止協会**

後 援 **厚生労働省、国土交通省**

会長メッセージ

令和4年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから早3年が経過しましたが、未だに予断を許さない状況にあり、このような中でも建設現場の安全衛生確保に取り組んでおられる会員各位をはじめ関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、当協会では、工事が輻輳する年度末の労働災害防止を目的として、3月1日から31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、協会及び会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を策定しましたので、積極的な安全衛生活動の推進をお願いいたします。

建設業における労働災害を見ますと、これまで長期にわたり減少傾向にあった死亡災害は一昨年には増加に転じており、また、令和5年1月現在の速報値においては、建設業の死亡者数は265人で前年同期比9人減となっているものの、休業4日以上の死傷者数は15,844人で前年同期比988人増となっております。

国の基幹産業である建設業は、自然災害からの復旧・復興工事や、国土強靱化を実現するためのインフラ整備など、人々の安全・安心な暮らしを守るという重要な役割を担っておりますが、建設業が安定的に発展するためには、安心して働くことができる職場環境の整備が重要となります。

このようなことから、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス及びコンパクトコスモス）」の導入・定着、各種安全衛生教育の実施、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の展開による建設現場におけるメンタルヘルス対策とこれに基づく職場環境改善、「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動等、実効性のある労働災害防止対策の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

会員各位におかれましては、本実施要領を踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で新年度を迎えられますようお願い申し上げます。

令和5年2月

建設業労働災害防止協会
会長 今 井 雅 則

建設業労働災害防止強調月間
No.1 山本 千尋
コードNo.760401

建設業労働災害防止協会
JC2014

火薬協会

1. 火薬類取締法に基づく報告等について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

（主なもの）

（1）販売業者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」…………… 年度終了後30日以内
- ・「火薬類販売数量報告書」…………… 年度終了後30日以内
- ・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」…………… 遅滞なく

（2）火薬庫の所有者又は占有者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」…………… 年度終了後30日以内
- ・「定期自主検査実施計画書届」…………… 計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」…………… 実施後、遅滞なく
- ・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届（報告書）」… 遅滞なく

2. 火薬庫の定期自主検査の徹底について

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬取締法第35条の2（具体的には同法施行規則第67条の9の規定）により、定期に年2回以上の自主的に検査を行う義務があります。

この場合、貯蔵については繁忙期がある火薬庫については、繁忙期の直前に1回は行わなければなりません。

検査をする火薬庫を大掃除して、その構造、位置、設備が規則第22条から第32条までの技術上の基準に適合しているのかを検査し、避雷装置、警鳴装置、消火設備等の保安施設が円滑に作動するかどうかにも検査しなければなりません。

適合しない部分や円滑に作動しない場合には、補正・補修しなければなりません。

定期自主検査の計画の知事への届出や検査結果の報告は、規則第67条の10及び第67条の11の規定になります。

令和4年度の定期自主点検計画及び結果報告が遅延するこのないように特に注意してください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和4年度	174	▲ 10.8	4,684	▲ 53.7	3,026	▲ 10.1	114,344	▲ 14.0
令和3年度	195	▲ 26.1	10,123	23.1	3,365	▲ 5.9	132,953	▲ 7.9
令和2年度	264	▲ 7.7	8,220	13.9	3,577	▲ 3.9	144,415	20.6
令和元年度	286	▲ 16.4	7,220	16.5	3,723	4.5	119,697	19.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

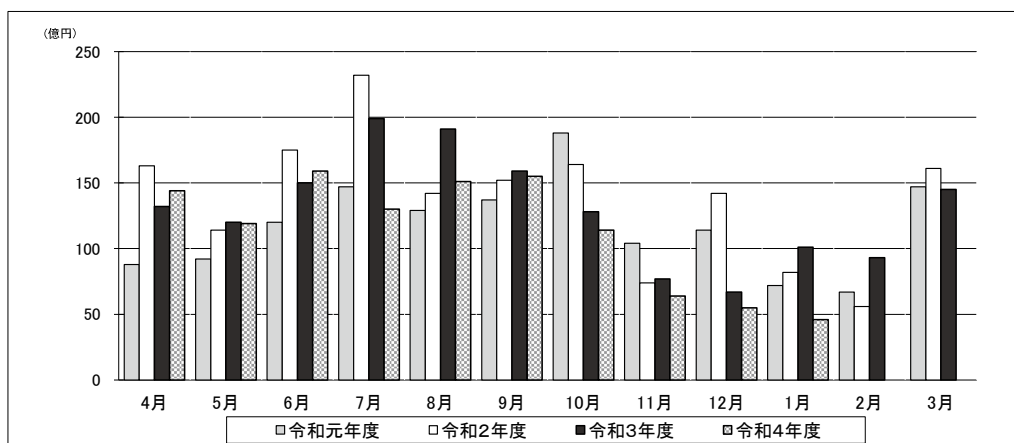
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	3	▲ 75.0	64	▲ 98.9	216	▲ 20.3	21,189	▲ 43.9
独立行政法人等	0	—	0	—	20	▲ 13.0	3,987	15.8
県	50	▲ 24.2	1,450	▲ 12.1	1,119	▲ 12.4	47,127	▲ 0.8
市町村	118	2.6	2,282	▲ 14.1	1,653	▲ 6.6	39,619	▲ 5.8
その他	3	50.0	885	659.7	18	▲ 25.0	2,420	10.8
計	174	▲ 10.8	4,684	▲ 53.7	3,026	▲ 10.1	114,344	▲ 14.0

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	34	61.9	1,562	398.1	584	▲ 7.6	29,048	▲ 2.0
日 南	11	57.1	132	▲ 18.6	205	▲ 18.7	8,895	▲ 36.6
串 間	3	▲ 72.7	9	▲ 97.0	109	▲ 25.3	2,588	▲ 36.8
都 城	32	128.6	779	▲ 77.3	369	▲ 4.4	16,752	▲ 24.1
小 林	14	▲ 50.0	143	▲ 78.8	297	▲ 11.3	11,545	32.0
高 岡	3	50.0	85	1289.2	126	3.3	2,645	13.9
西 都	15	25.0	233	▲ 47.9	178	▲ 14.8	3,336	▲ 51.6
高 鍋	6	▲ 72.7	37	▲ 98.9	148	▲ 21.3	8,628	▲ 38.7
日 向	18	▲ 33.3	385	▲ 33.6	436	▲ 4.4	10,323	▲ 14.6
延 岡	22	▲ 35.3	732	23.3	296	▲ 9.2	14,714	20.8
西臼杵	16	▲ 5.9	581	132.5	278	▲ 11.2	5,866	▲ 13.8
計	174	▲ 10.8	4,684	▲ 53.7	3,026	▲ 10.1	114,344	▲ 14.0

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

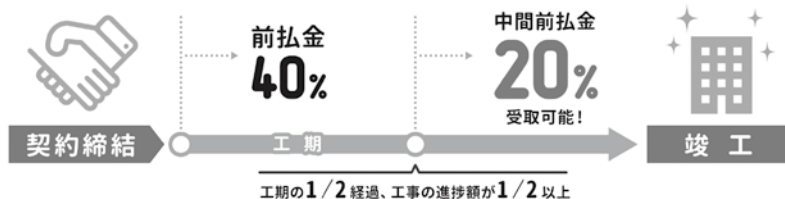
中間
前払金

20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。



工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
●発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

一例 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
https://www.wjcs.net/

検索



3. 電子保証のご案内

／ 保証証書の電子化 ／

電子保証のご案内

令和4年5月
運用開始

Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

対象発注者 国土交通省 ※対象は順次拡大予定

WEBで完結



お客様



発注者

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓ リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは?

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」(保証証書に記載する内容が記録されたデータ)を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

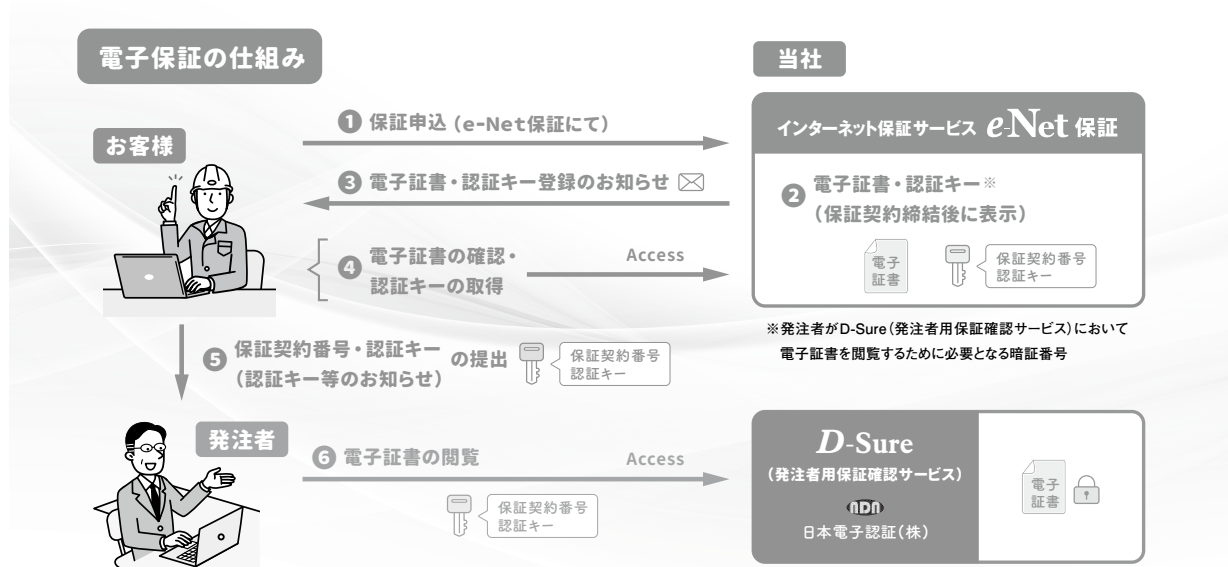
ご利用の要件

- ① 発注者が電子保証に対応していること
- ② お客様が「e-Net保証」を利用し保証申込いただくこと

対象の保証証書

前払金保証(中間前払金を含む)及び契約保証
※契約保証予約は対象外





西日本建設業保証株式会社

<https://www.wjcs.net/>

西日本建設業保証

検索



AIG損保

1. 工事総合補償プランのご案内

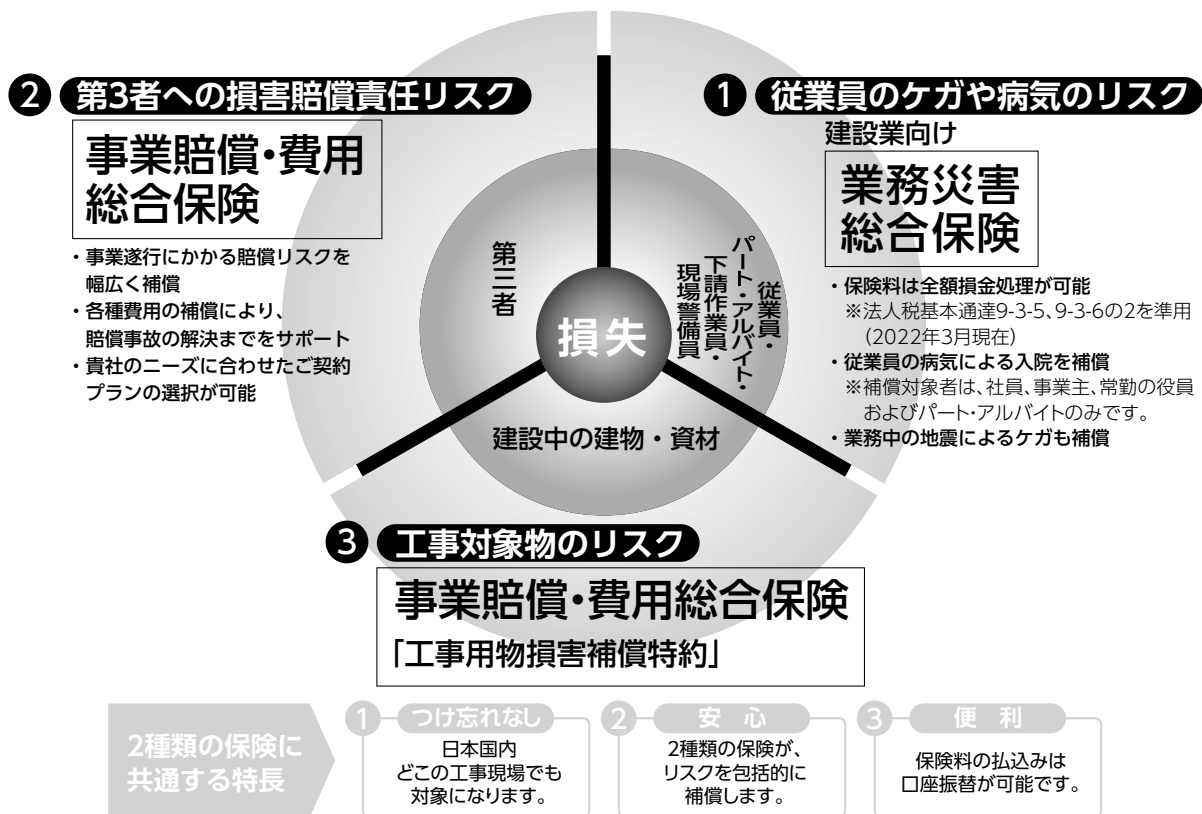
AIG

AIG 損保

～一社)宮崎県建設業協会会員の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは2種類の保険から構成されています。
ご希望の組み合わせでご加入いただけます。



- 事故の際、弊社は直接被害者との示談交渉は行いません。
- この広告は保険商品の概要をご説明したものです。(2022年5月現在の内容です。) 詳細につきましては、パンフレットをご参照いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

宮崎支店 (担当: 藤川・木谷)

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

TEL.0985-24-3411

(D-005831)

建設業福祉共済団

<法定外労災補償制度>

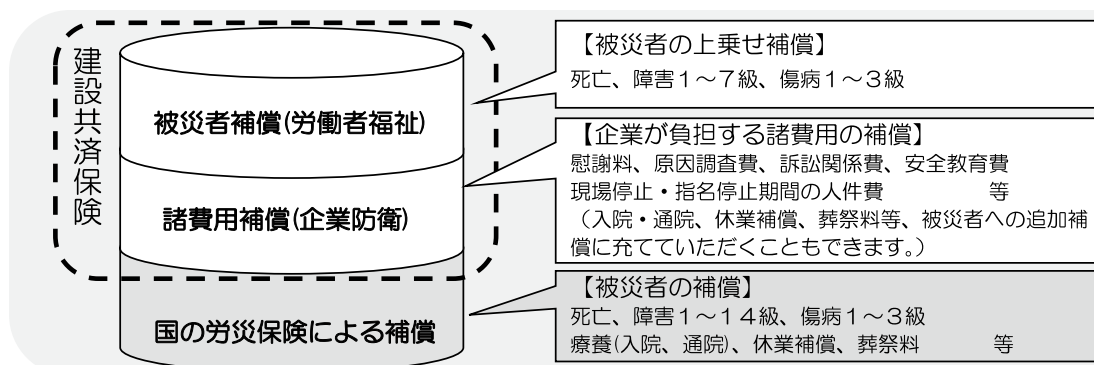
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

知ってほしい、より安心の制度。

掛金負担
が軽減

契約者割戻金制度
がスタート
(令和4年4月より)

手厚い補償

保険金区分合計
最高5,000万円

労働者と
企業の
リスクをカバー

今すぐ、ご加入を!

制度が変わって、安心充実。

法定外労災補償制度

建設共済保険

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前 9:00 ~ 午後 5:00 (土日祝を除く)

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>